

●事務事業評価シート

| | | | | |
|--------------|--|--|------------|---------------|
| 事務事業名 | 母子・父子自立支援事業 | | 担当課 | 健康福祉部こども未来課 |
| 対象 | 支援を必要とする寡婦・母子・父子家庭 | | 事業期間 | |
| 目的 | ひとり親家庭の生活安定と向上を図るために必要な情報提供や相談、自立に向けた支援を行う。 | | | |
| 根拠法令等 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法、伊賀市母子・父子自立支援員設置に関する要綱 | | | |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員を設置し、母子・父子家庭の自立支援のため窓口を開設しました。就労支援のため、ハローワーク伊賀との連携も行いました。 伊賀市母子寡婦福祉会活動補助金を支出し、活動に対する補助を行いました。 高等職業訓練促進給付金を支給し(対象者:2人)、母子・父子家庭の経済的負担の軽減をはかりました。 | | | |
| 事務事業の概要 | 経費 | | 金額 | 摘要 |
| | 負担金、補助及び交付金 | | 505,000円 | 伊賀市母子寡婦福祉会補助金 |
| 事業に要した主な経費など | | | 2,400,000円 | 高等職業訓練促進給付金 |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | | | 円 | |
| | 計 | | 2,905,000円 | |

補助金等詳細

| 項目 | R2年度決算 | R3年度当初予算 | R3年度決算 | R4年度当初予算 | 特記事項記入欄(積算基礎、特定財源の名称等) | |
|----------------|----------|------------|--------|----------|---|--------|
| 直接事業費 | | | | | 母子・父子自立支援員1名 【国県支出金】 母子家庭等対策総合支援事業補助金 (補助率 国3/4、一部10/10) | |
| 国県支出金 | 1,961 | 3,219 | 1,800 | | | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | | | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 一般財源 | 1,029 | 1,717 | 1,105 | | | |
| 合計(A) | 2,990 | 4,936 | 2,905 | 0 | | |
| 人件費 | 正規職員 | 業務量 0.30 人 | 0.30 人 | 0.30 人 | | 1.00 人 |
| | | 人件費 2,344 | 2,330 | 2,330 | | 7,737 |
| | 再任用職員 | 業務量 0.00 人 | 0.00 人 | 0.00 人 | | 0.00 人 |
| | | 人件費 0 | 0 | 0 | | 0 |
| | 会計年度任用職員 | 業務量 1.00 人 | 1.00 人 | 1.00 人 | 1.00 人 | |
| | | 人件費 1,907 | 1,596 | 1,596 | 1,617 | |
| 小計(B) | 4,251 | 3,926 | 3,926 | 9,354 | | |
| 合計(A+B) | 7,241 | 8,862 | 6,831 | 9,354 | | |
| 市民1人当たりのコスト(円) | 80 | 100 | 77 | 107 | | |

| 指標名 | 指標の説明 | 単位 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|--------------------------------|----|----|-------|-------|-------|-------|
| 母子父子自立支援の相談件数 | 相談に応じることで、軽減できたひとり親家庭の抱える問題の件数 | 件 | 目標 | 200 | 200 | 250 | 300 |
| | | | 実績 | 261 | | | |
| 指標化できない成果 | 0 | | 達成 | 130.5 | | | |

| | | | |
|----|----|-----|---|
| 方向 | 継続 | 課題 | 新型コロナウイルス感染症のため、母子寡婦福祉会の活動が思うようにできないのが現状です。コロナ後は活動が再度活性化するように支援します。また、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や自立支援教育訓練給付金事業を、相談のなかでニーズキャッチしたり広報誌に掲載するなどして普及啓発に努めます。また、就労支援等を通じて、ひとり親の自立を促進します。更には、離婚後の養育費や面会交流が取決めされない家庭が多くあります。特に養育費については母子家庭の貧困に直結している課題でありますので、正しく取決めすることを支援していきます。 |
| | | 改善案 | |

●補助金等管理シート

審査資料:事業番号1 ヒアリングシート

| | | | | | | | | |
|----------------------|--|--------------------------|---|-----|---------|-----|-----|-----|
| 補助事業名 | 伊賀市母子寡婦福祉会補助金 | | 施策No. | 1-6 | | | | |
| 交付の目的 | 母子家庭及び寡婦の福祉の増進、各家庭の相互の親睦を図る。 | | | | | | | |
| 交付先・交付要件 | 伊賀市母子寡婦福祉会 | | | | | | | |
| 事業内容 | 全国大会、中部地区大会、県母子寡婦福祉大会、母子寡婦福祉指導者研修会等への参加、生活・職業相談・各種教室・講座等を開催し、会員の生活の向上をめざす。 | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 健康福祉部関係補助金等交付要綱 | | | | | | | |
| 事業開始年度 | 不明 | | 契約・債務負担 | 無 | | | | |
| 財源・率 | - | | 上乗せ・範囲拡大 | 無 | | | | |
| 補助実績等(千円) | H26 | 767 | H27 | 708 | H28 | 692 | H29 | 672 |
| | H30 | 660 | R1 | 645 | R2 | 460 | R3 | 505 |
| 目的の達成状況(何が、どうなれば達成か) | 母子家庭や寡婦家庭の自助・互助による生活の安定 | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 研修費、事業費、地区補助金、県拠出金、負担金 | | | | | | | |
| 補助金額・補助率の算出根拠 | 研修費・事業費、地区補助金、県拠出金、負担金に対する補助 | 類似制度、同一団体への重複補助の有無 | 無 | | 終期設定の有無 | 無 | | |
| 性質別分類 | 1. 団体運営補助 | 「団体運営補助」である場合の事業費補助への移行策 | 明確な補助対象経費の設定は無いが、それを明確化し、その1/2以内の補助金支出を目指す。 | | | | | |

●見直し目標の設定及び経過措置(指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照)

| | | | |
|--------|----|------|--|
| 今後の方向性 | 抑制 | その理由 | 母子家庭と寡婦家庭の福祉の増進及び会員相互の親睦を図るための活動費として補助する中で、活動内容の見直しや自主的な活動を促すと共に、金額について見直しを行う。 |
|--------|----|------|--|

| | | | |
|-------|------------------------|---------------------------------------|-------|
| 見直し事項 | 具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする) | | |
| | 補助制度 | 会員の自立促進に向けた福祉増進を図るため、今後も一定の補助は必要と考える。 | 対象と金額 |

●補助金等の評価(指針「5 その他の取り組み」参照) ※実績確定後、年度ごとに記入

| | 評価結果 | 立入調査その他監督の実施状況 | 改善点・今後の予定・見直しの実施状況 |
|------|---|---|---|
| 平成30 | 三重県母子福祉大会および各種研修への参加や独自研修などを実施し、相互の交流や情報交換などを通して福祉の向上を図るなど、補助金活用について一定の効果があつた。 | 自主財源確保に向け、会員増加など更に取り組んでいただくよう指導。 | 自主財源による運営に向け、本年度においても昨年度より減額し補助金交付を行なった。 |
| 令和元年 | 三重県母子福祉大会および各種研修への参加や独自研修などを実施し、相互の交流や情報交換などを通して福祉の向上を図るなど、補助金活用について一定の効果があつた。 | 自主財源確保に向け、会員増加など更に取り組んでいただくよう指導。また、事業内容について随時開取りを実施し適正執行に努めて頂く。 | 自主財源による運営に向け、本年度においても昨年度より減額し補助金交付を行なった。 |
| 令和2年 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、例年開催している三重県母子福祉大会は中止となった。情報交換や会員の福祉向上となる取り組みを実施し、限られたなかで一定の効果をえた。 | 自主財源確保に向け、会員増加など更に取り組んでいただくよう指導。また、事業内容について随時開取りを実施し適正執行に努めて頂く。 | 自主財源による運営に向け、本年度においても昨年度より減額し補助金交付を行なった。 |
| 令和3年 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、例年開催している三重県母子福祉大会は中止となった。情報交換や会員の福祉向上となる取り組みを実施し、限られたなかで一定の効果をえた。 | 自主財源確保に向け、会員増加など更に取り組んでいただくよう指導。また、事業内容について随時開取りを実施し適正執行に努めて頂く。 | 毎年予算を削減しているが、実績では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、感染対策を行いながら事業を実施できたことにより、令和2年度より事業費が増えた。今後は、自主財源による運営に向け、補助対象経費の明確化を行います。 |

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック(指針「3 見直し対象と基準」参照)

| 区分 | 項目 | CHECK | 備考 |
|--------|---------------------------------|-------|---|
| 公益性 | 「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。 | ● | 会員の高齢化、会員数の減少が顕著で、公益上の必要性が低い。自主財源の確保が困難である。 |
| | 事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。 | ● | |
| 必要性・効果 | 市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。 | ○ | |
| | 市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。 | ○ | |
| | 補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。 | ● | |
| 公平性 | 地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。 | ○ | |
| | 同一分野のなかで、特定団体(地域)を対象とした補助金ではない。 | ○ | |
| 団体の自立性 | 毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。 | ○ | |
| | 自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。 | ● | |

| 見直しの視点 | 質問/所属回答 | | | | | | 専門家チームからのアドバイス・考え方 |
|-------------|-----------------|---|--|---|--|----|---|
| | 専門家チーム | 所属 | 専門家チーム | 所属 | 専門家チーム | 所属 | 内容 |
| 法的根拠 | 事業実施には法的根拠があるか？ | ない | 補助率などは他市町の要綱を参考にされているのか？今の状態はどこまでの金額が補助されるのか不透明。 | 事業費の1/2という要綱を今定めているが、参考にしながら要綱改正も必要だと考えている。 | | | |
| 積算根拠 | 積算根拠はどうなっているか？ | 研修費用や、各支部の補助金と県の拠出金が根拠となっている。3支部。 | | | <p>セルの塗りつぶしについて</p> <p>・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容）</p> <p>・・・個別の指摘事項として、「対応方針」を確認する内容</p> | | 金額の決まった補助はすべきではない |
| 終期設定 | | | | | | | 県への拠出金は本当に必要なか確認する必要がある。 |
| 終期設定 | | | | | | | 終期がないとあるが、3年など終期は決める必要がある。その際に検証を行い、本当に必要な継続する形が望ましい。 |
| 受益者負担・決算内容 | | | 負担額が500円というのは適正と考えているのか？少し安すぎないか。 | 団体からも会費の値上げや研修会の参加負担金の増額を検討するようにお願いしている。 | | | |
| 受益者負担・決算内容 | | | 決算書には領収書などは全て添付されているか？ | 確認している。 | | | |
| 公益性 | | | | | | | 県からの補助金があるからと言って市が補助をする必要があるとは言えない。 |
| 公益性 | | | | | | | 昔からの背景(戦後)で続いている事業なので、この団体への支援が今本当に必要なか？現在のニーズに対応しているとは言えないのではないか。 |
| 公益性 | | | | | | | 必要とする人が少ない事業、補助金の恩恵を享受する人が少ない事業には公益性はない。同じ予算を投じるなら、より多くの人が必要とし、恩恵を享受できる事業を考え、展開する必要がある。 |
| 公平性・透明性 | この会の会員数は？ | 80人ほどだが、ほとんどが高齢者であり現在支援が必要なシングルの方というわけではない。 | 新規会員はどのように募集しているのか？ | 現会員は高齢化していて、その方の紹介で入っているような状況。 | | | 支援を必要とする人は必ずいると思うので、この団体への支援を続けるのであれば、その支援が必要な人に情報が届くような方法が必要になる。 |
| 公平性・透明性 | | | シングルマザー・ファザーは市内にどれくらいいるのか？ | 児童扶養手当の受給者としては600弱。 | | | 本来のターゲット層でないOB層が中心の団体で、お祝い給付金や交流会の費用に支出があり、そこに補助金があたっていることは市民感覚ではミスマッチとなっている。 |
| 行政関与の必要性 | | | 他県、近くだと奈良県などでは母子寡婦福祉会が解散するといったことを聞くが、この団体についてはそういった話は現段階ではしていないのか？ | 団体としても本来の目的を果たせていないという認識はあり、このままでは補助金を受け取れなくなるという考えも持ってくれている。 | | | 本当に今支援が必要なシングルマザー(ファザー)に支援をする政策を考えた時に、この母子寡婦福祉会を支援していくことが本当に正しいのか。やめてでも違った形で支援が必要な人に届く政策を実行すべきではないか。 |
| 行政関与の必要性 | | | | | | | 県内の30自治体で同様の補助を行っている団体を調べたところ、5自治体のみで、そのうち伊賀市は金額的にも突出している。 |
| 行政関与の必要性 | | | | | | | 金額については、活動に対する補助という仕組みが出来ていれば問題ないかと考える。 |
| 補助の効果(成果指標) | 相談件数とはどこへの相談か？ | こども未来課への件数である。 | | | | | 団体への補助を続けるのであれば、ひとり親家庭の何を解決すべきなのか、そのための指標が必要。それが果たせないのであれば今までどおりの財政支出はすべきではない。 |
| 補助の効果(成果指標) | 目的と相談件数の因果関係は？ | 明確には分からない。 | | | | | |
| 今後の方向性 | | | 会長が引退するのに合わせて団体もなくなるような気配か？ | 会長は本職を退職しこの団体に本腰をという意向も聞いている。若い人がこういった団体に興味を示さず、新規会員も殆どないなか、今後のどうしていくかを会長も考えてくれている。 | | | 会員増加や自主財源確保とあるが、それは当然実行して欲しいが、それ以前の問題で、この状況でそれが実現するのは難しい。抜本的改革が必要。 |
| 今後の方向性 | | | | | | | 他府県では強化していくような自治体もあるが、そういうところは積極的に新たな会員を確保するためにHP開設など広報をしている。 |
| 今後の方向性 | | | | | | | ヤングケアラーに対する支援として、この福祉会がヘルパー的に関与できることがあれば事業支援という形も考えられるのではないかと話があったが、それが実現出来れば良いことだとは思いますが、この団体が将来含めてその問題に関わっていくのかという難しいように思う。ヤングケアラーへの支援は必要だと思うが、それを担う団体がこの団体が一番なのか、この団体を支援するために考える補助事業であってはいけない。目的に対して適切な手段・団体を選ぶべき。 |
| 今後の方向性 | | | | | | | 三重県下の他自治体でも令和元年度まで予算があったが令和2年度以降0になっている自治体もある。 |
| 今後の方向性 | | | | | | | 一旦この団体は解散をしたうえで、今のニーズ・目的にそくした団体を立ち上げてそこに支援をしていくというのが望ましい。この団体が存続するということがあっても、この団体への補助金は止めるべき。 |
| 他事業への横展開 | | | | | | | この事業だけではなく、同じような視点で「高等職業訓練促進給付金」をはじめとした事業について見直しを行って欲しい。 |

| 見直しの視点 | 指摘事項 | 対応方針 | いつまでに |
|---------------|---|--|--------|
| 公益性 | 現在のニーズに対応しているとは言えないため、より多くの人が必要とし、恩恵を享受できる事業を考え、展開する必要がある。 | 設立当初から母子・寡婦家庭等という同じ立場の会員同士が交流や情報入手の場として重要な役割を果たし、また、当事者しか分からない視点で、行政へ質問書等を提出するなど活発な活動を行ってきた。よって、母子・寡婦家庭等の福祉の向上のためという補助金の目的と合致していたと思われるが、現在、補助金の目的と活動内容を照らし合わせると、この団体への支援が必ずしも公益性が高いといえるものではないと考えるため、廃止できるよう見直しを行う。 | 令和7年度末 |
| 公平性・透明性 | 本来のターゲットでないOB層が中心の団体で、お祝い給付金や交流会の費用に補助金が充てられることは市民感覚ではミスマッチではないか。 | 本来公金を投入するべきでないと思われる費用への補助金の充当は公益性に欠けると考えるため、廃止できるよう見直しを行う。 | 令和7年度末 |
| 行政関与の必要性 | 県内で同様の補助金は5自治体のみで、伊賀市は金額的にも突出している。 | 自主事業への移行を推進するとともに、補助金については研修会、や支部・地区への補助金に対するものとする。 | 令和7年度末 |
| 補助の効果（成果指標） | 団体への補助を続けるのであれば、ひとり親家庭の何を解決すべきなのか、そのための指標が必要。それが果たせないのであれば今までの財政支出はすべきではない。 | 補助金創設当時は、母子・寡婦家庭等の福祉の向上、会員相互の親睦を図ることを目的に、先輩に話を聞きアドバイスをもらいながら、自助・互助による生活の安定が図れていたと思われるが、会員数の伸び悩みなどにみられるように、目的がひとり親のニーズと合致していないと思われるため、廃止できるよう見直しを行う。 | 令和7年度末 |
| 今後の方向性 | 団体を存続させるための補助金であってはならない。支援の目的にあった団体を補助対象として選ぶべきであり、この団体への補助金は考え直すべき。 | 母子・寡婦家庭等の福祉の向上を目的として補助金を交付していたが、この団体への支援が公益性が高いといえるものではないと考えるため、廃止できるよう見直しを行う。 なお、高等職業訓練促進給付金等の他の事業について見直しを行うが、実績の時点で対象者が少ない場合で、効果が高いものについては存続させていきたいと考えている。 | 令和7年度末 |
| 本事業に関する今後の方向性 | 廃止 | | |
| 上記理由 | 終期を3年後の令和7年度末とし、その期間を団体の運営体制の見直し等の移行期間とする。 | | |

| レビュー結果に対する審査会評価 |
|-----------------|
| 意見 |

諮問時の視点

- ・本団体への補助金は遅くとも令和7年度末までに廃止することとする。
- ・母子寡婦で本当に困っている人のニーズや課題を把握し、適切な支援制度を検討する必要もあるのではないか。
- ・真に必要な支援を行うために既存の補助金を3年間という見直し期間を設けて継続することに妥当性があるのか。

①

②